

高知大学医学部附属病院救急部・集中治療部規則

平成16年4月1日
規則第249号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条第6項の規定に基づき、救急部及び集中治療部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 救急部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救急患者の受入れに関すること。
- (2) 救急患者の診療に関すること。
- (3) 救急医療の教育及び研究に関すること。
- (4) 救急医療に関し、関係診療科、中央診療施設等との連絡調整に関すること。
- (5) その他救急業務に関すること。

2 集中治療部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各診療科において発生した重症患者の管理及び治療に関すること。
- (2) 各種重症患者の治療に関する教育及び研究に関すること。
- (3) その他集中治療部の業務に関すること。

(診療科等の協力)

第3条 各診療科、中央診療施設等は、救急部及び集中治療部の円滑な運営を行うため、協力体制をとるものとする。

(運営委員会)

第4条 救急部及び集中治療部の運営に関し必要な事項を審議するため、救急部運営委員会及び集中治療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、救急部及び集中治療部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月 26 日規則第 390 号）

この規則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行し、平成 16 年 5 月 11 日から適用する。

附 則（平成23年 3 月 8 日規則第84号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 1 月10日規則第42号）

この規則は、平成24年 1 月10日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月28日規則第38号）

この規則は、令和 3 年10月 1 日から施行する。